

# まちづくり（市民活動）支援窓口の設置について

令和3年4月から、市民連携室市民連携係（市役所本庁舎）に 市民へのまちづくりの普及啓発や活動のサポートを行う支援窓口を設置し、まちづくりに関する相談対応や個人・団体の登録、イベントや補助金といった市民活動に役立つ情報の収集・発信を行います。

## 令和3年4月から

### 市民連携室（本庁舎2階）に支援窓口設置

市民連携係に支援窓口を設置し、まちづくり（市民活動）に関する相談対応や情報登録制度によるサポートやウェブサイトによる情報発信を行います。

#### ①相談体制

まちづくりに関する相談全般を個人・団体の区別なく受付、相談内容に応じて担当課・関係機関と連携して対応。

相談窓口 市民連携室市民連携係  
（市役所本庁舎2階）

受付方法 窓口のほか、電話・メールによる相談受付も行う。

#### ②支援内容

まちづくり団体等支援要項（資料2）を設け、まちづくりを行う個人・団体の情報を登録し、会員募集やイベント開催などの情報の発信などにより活動を支援。

※ウェブサイト上では団体名と連絡先（担当者名・電話番号）のみ公開

#### ③情報発信

市民活動の手引きなどのサポート情報、登録団体等の活動情報やイベントスケジュールをウェブサイトで公開



## 令和4年1月から（新庁舎移転後）

### 新庁舎2階に支援窓口移転・市民相談窓口と統合

新庁舎への移転に伴う市民連携室のワンフロア化に併せて、市民相談窓口とまちづくり支援窓口を統合します。また、新庁舎内に専用掲示板を設け情報発信を強化します。

#### ④相談体制の強化

本庁舎1階の市民相談の窓口と2階のまちづくりに関する相談窓口を新庁舎2階に統合し、相談窓口をワンストップ化。

新庁舎移転により、受付窓口をワンストップ化



気軽に相談窓口を利用できる環境を整備

#### ⑤ウェブサイト以外での情報発信

##### 新庁舎1階及び2階掲示板で情報発信

来庁者に広くまちづくり情報を周知するために、新庁舎1階と2階の相談窓口付近（市民連携室前）に掲示スペースを設け情報発信。

【主な発信情報】

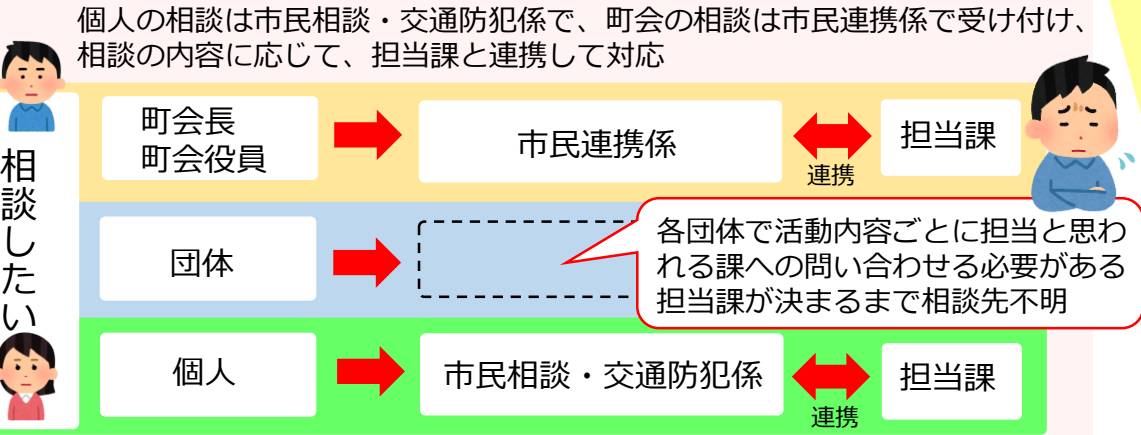
- ・登録団体等の情報
- ・イベントボランティア募集の情報
- ・登録団体のイベントスケジュール

# まちづくり（市民活動）支援窓口の設置について

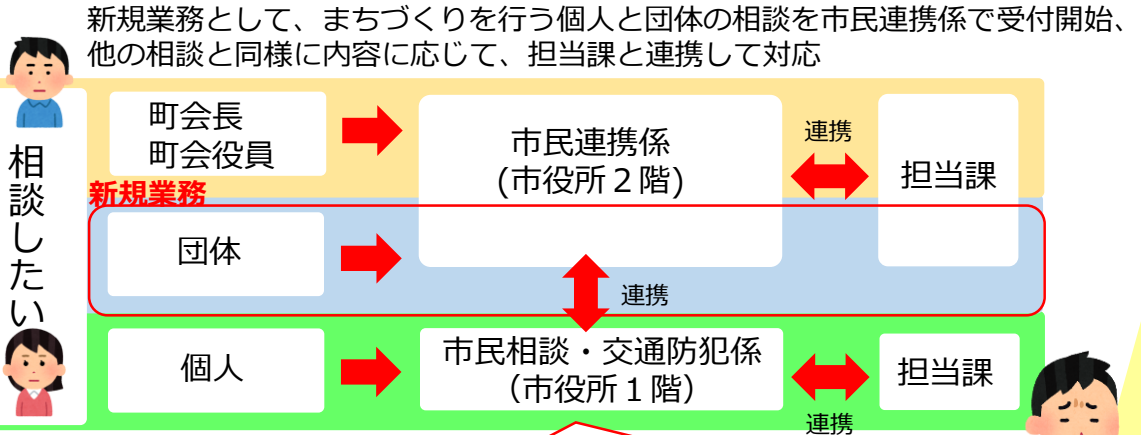
## 相談窓口のワンストップ化の流れ

- ・令和3年4月より、まちづくり支援窓口を市民連携室に設置し、個人・団体のまちづくりに関する相談対応を行う。
- ・令和4年1月の新庁舎移転に伴う市民連携室のワンフロア化に併せて、市民相談とまちづくり相談の窓口を統合。

### 1 令和3年3月まで



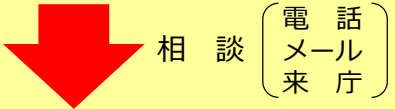
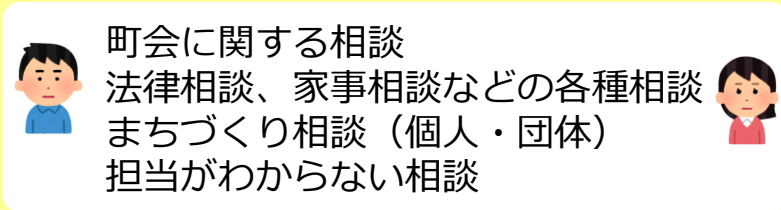
### 2 令和3年4月から



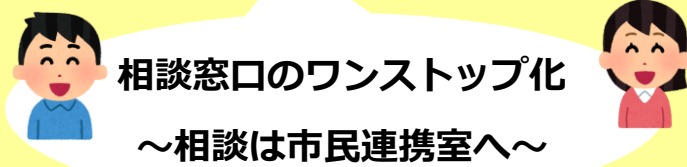
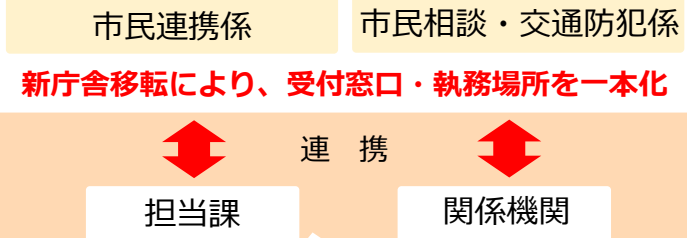
相談窓口が1階と2階に分かれており、まちづくりを行う個人の相談先がわかりづらい

### 3 令和4年1月から（新庁舎移転後）

新庁舎移転により、市民連携係と市民相談・交通防犯係の執務場所が同じ場所（新庁舎2階）になることに伴い、相談の受付窓口を一本化



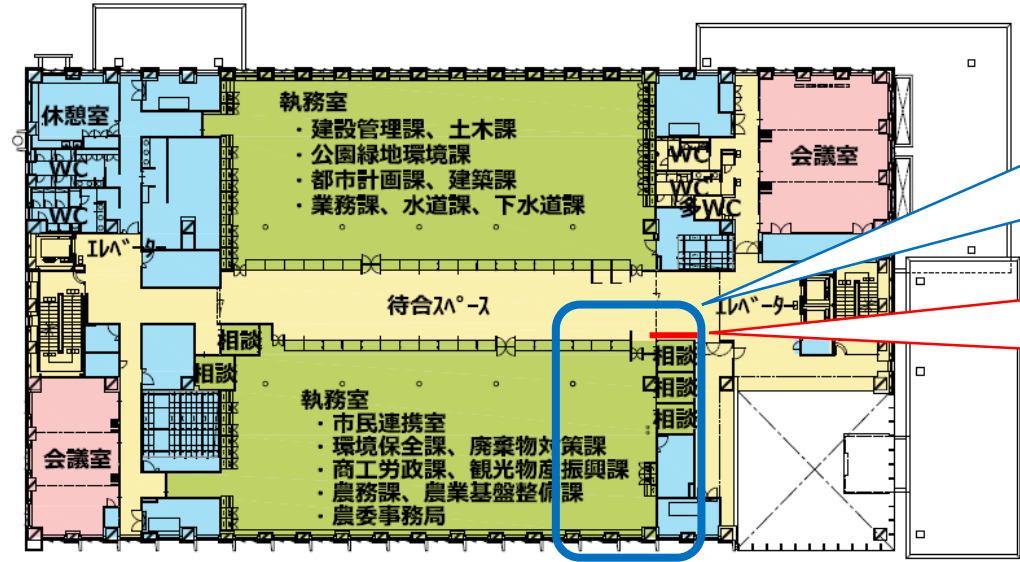
### 市民連携室（新庁舎2階）で一括受付



※相談先がわかっている場合やつながりがある課がある場合はそちらに相談いただいても結構です。

# まちづくり（市民活動）支援窓口の設置について

## 相談窓口・まちづくり団体等の情報掲示板の位置



### まちづくりの相談窓口

- ・まちづくり相談のほか、市民相談や町会長などの相談も受け付けるワンストップ相談窓口
- ・市民連携室の執務場所

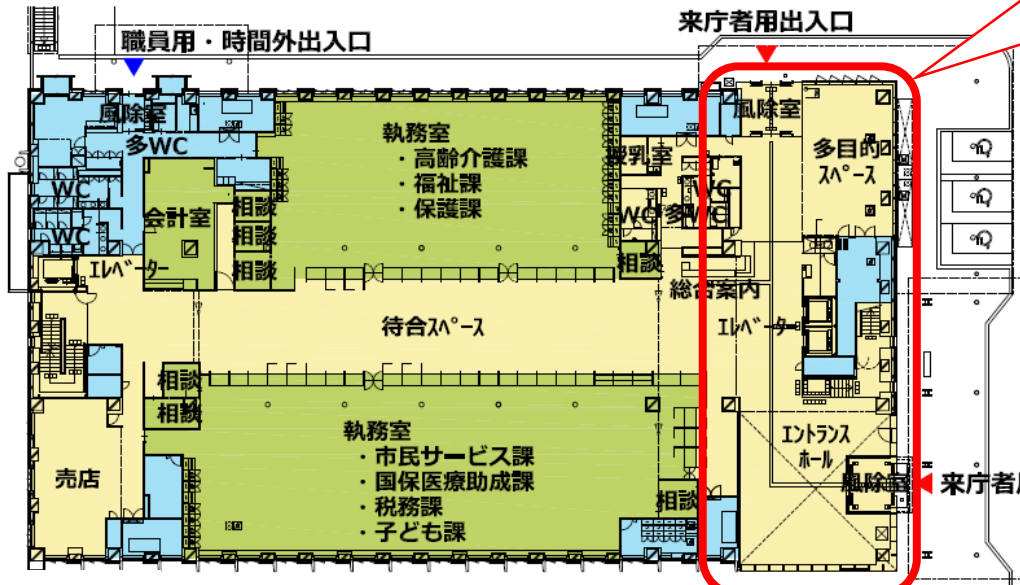
### まちづくり団体等の情報掲示板（2階）（調整中）

- ・市民連携室の執務場所の前の壁面をまちづくり団体等の情報掲示板として使用予定
- ・1階の掲示板と同じ情報を掲示

### まちづくり団体等の情報掲示板（1階）（調整中）

- ・掲示スペースのうち一部をまちづくり団体等の情報掲示板として使用予定
- ・2階の掲示板と同じ情報を掲示

2階平面図



1階平面図